

<p>○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第二十七号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次長」を「副知事」及び「次長」に、「当該事務を担当する」を「それぞれ当該事務を担当する副知事及び」に改め、同条第六項中「環境文化部参与」を「おこやまマラソンに関する事務を統括する環境文化部参与」に改める。

別表第一(1)3の項3の備考欄及び同項5中「職務の殺」を「専殺」に改め、同項15中「専利企業等の従事許可」を「専利企業への従事等の許可」に改め、同項17(1)及び(2)中「職務の殺」を「専殺」に改め、同表4の項中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 1のうち軽易なもの	
-------------	--

別表第一(1)5の項8中「不服の申立ての裁決又は決定」を「審査請求の裁決等」に改め、同8の合議先欄中

総務学事課長	
--------	--

に改め、同項9の合議先欄中

総務学事課長	
--------	--

に改め、同項中10を13とし、9の次に次のように加える。

10 審査請求に係る岡山県行政不服等審査会への諮問	
11 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定による	

総務学事

○

○

への従事等の許可」に改め、同項6中
 _____を
 _____に改め、同6中(1)及び(2)を削り、同項8(1)及び9(2)並び
 に同部7の項②(ア及び3)ア及び3(イ)ア中「職務の級」を「等級」に改め、同部8の項②中「(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定による場
 合を含む。)」を削り、同部10の項1中「知事表彰」の次に「(行政改革推進室に係るものを除く。)」を加え、同部14の項中4及び5を削り、6を4とする。
 別表第三行政改革推進室の部に次の一項を加える。

3 表彰に関する事務	1 岡山県職員表彰規程による知事表彰（ひとり1改善運動に係る ものに限り。）																			

別表第三財政課の部1の項1(3)を削る。

別表第三市町村課の部1の項2中(6)から(8)までを削り、(9)を(6)とし、(10)を削り、(11)を(7)とし、(12)を(8)とし、(13)を(9)とし、同部5の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、同部13
 の項②中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

別表第三くらし安全安心課の部2の項23の合議先欄中
 「

医療推進 課長

」を「

関係課長

」に改め、同部3の項1中「第6条」を「第7条第1項」に改め、同部2中「第9条第1
 項」を「第29条第1項」に改め、同部4の項中1を削り、2を1とし、3及び4を削り、同部5の項1を削り、同項②中「1の」を「食品関連事業者（小売業者に限り。）に対する
 表示事項の表示等に関する」に改め、同2を同項1とし、同項中3を2とし、4を3とし、5を4とし、同部8の項を次のように改める。

8 消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号)の 施行に関する事務	1 特定製品の提出命令（第42条第1項）																			
	2 特定製品の提出命令によって生じた損失の補償（第42条第3項）																			

別表第三くらし安全安心課の部9の項中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を削り、7を5とし、8から17までを1ずつ繰り上げる。
 別表第三男女共同参画青少年課の部4の項中3を削り、4を3とする。

12 誇大表示に係る勧告及び措置命令 (第32条第1項、第2項) 保健所長

別表第三健康推進課の部中13の項を削り、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、回部16の項中2を削り、3を2とし、4を3とし、回項を回部15の項とする。
 別表第三生活衛生課の部9の項10を削り、回頁11中「第71条」の次に、「食品衛生法施行条例(平成12年岡山県条例第37号)別表第1の第3の1、別表第2の第3」を加へ、回11を回項10とし、回部18の項を次のように改める。

18 岡山県ふぐ処理等規制条例(平成27年岡山県条例第57号)の施行に関する事務	1 1 ふぐ処理業者の登録 (第9条第1項)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	2 2 ふぐ処理業者登録証の交付 (第11条第1項)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	3 3 ふぐ処理業者登録証の書換え交付及び再交付 (第11条第3項)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	4 4 ふぐ処理業者登録証の返納の受理 (第11条第3項、第13条第2項、第15条第2項)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	5 5 ふぐ処理施設の休止等の届出の受理 (第13条第1項、第3項)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	6 6 ふぐ処理業者に対する措置命令 (第14条)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	7 7 ふぐ処理業者の登録の取消し (第15条第1項)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	8 8 ふぐ処理業の禁止及び停止の命令 (第15条第3項)	<input type="checkbox"/>	保健所長
	9 9 ふぐ処理業者の地位の承継の届出の受理 (第16条第2項)	<input type="checkbox"/>	保健所長

10 報告の徴収及び立入検査等 (第17条第1項)		<input type="radio"/> 保健所長
11 営業の変更の届出の受理 (附則第9項の規定によりなおその効力を有することとされる岡山県ふぐ処理等規制条例による改正前の岡山県ふぐ調理等規制条例 (昭和49年岡山県条例第42号。以下この項において「旧条例」という。) 第4条第2項)		<input type="radio"/> 保健所長
12 営業の休止及び廃止の届出並びに返還される届出済証の受理 (旧条例第6条第1項)		<input type="radio"/> 保健所長
13 営業の再開の届出の受理 (旧条例第6条第2項)		<input type="radio"/> 保健所長

別表第三生活衛生課の部22の項5を削り、同部23の項中を削り、3を2とし、4を3とする。

別表第三医薬安全課の部1の項1中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(8)までを一すく繰り上げ、同部9の項1(5)中「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同項中3を削り、4を3とし、同部10の項1(5)中「。以下この項において「施行規則」という。」を削り、同項中3を削り、4を3とする。

別表第三障害福祉課の部2の項5(1)中「告示事項」を「障害児通所給付費の請求に関する事項」に改め、同5中(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 障害児通所支援事業等に係る開始、変更、廃止及び休止の届出の受理 (第34条の3第2項、第3項、第4項)	<input type="radio"/> 県民局長
---	----------------------------

別表第三障害福祉課の部3の項3中「告示事項」を「介護給付費の請求に関する事項」に改め、「第46条第1項」の次に「、第3項」を加え、同部15の項中5を削り、6を5とし、7を6とし、8を7とする。

別表第三長寿社会課の部2の項2を削り、同部中9の項を11の項とし、8の項の次に次の二項を加える。

9 介護保険法に基づく指定	1 指定通所介護事業者が夜間及び深夜において提供する指定通所		<input type="radio"/> 県民局長
---------------	--------------------------------	--	----------------------------

<p>居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第62号）の施行に関する事務</p>	<p>介護以外のサービスの内容の届出の受理（第102条第4項）</p>						<p>○ 県民局長</p>	
<p>10 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年岡山県条例第24号）附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡</p>	<p>1 指定介護予防通所介護事業者が夜間及び深夜において提供する指定介護予防通所介護以外のサービスの内容の届出の受理（第100条第4項）</p>							

4 登録検査機関の登録の取消し等 (第24条)						○	
5 登録検査機関に対する立入調査等 (第31条)						○	県民局長
6 農産物検査規格に該当しない旨の申出に基づき調査 (第33条第2項)						○	
(1) 知事が必要と認めた事項							○ 県民局長
(2) (1)以外のもの							

別表第三畜産課の部6の項3を削る。

別表第三耕地課の部1の項3(5)中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同(5)の合議先欄中

「
総務学事
課長
農村振興
課長
を
農村振興
課長
」

に改め、同(5)中「異議申立て」を「審査請求」

に改め、同(3)の合議先欄中

「
総務学事
課長
を
」

に改め、同項7(1)中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同部7の項1(6)中「第2項」の次に

「第3項」を加える。

別表第三農村振興課の部中8の項をこの項とし、同部9の項(3)中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」と改め、同部8の項とし、同部10の項を9の項とし、同部11の項から13の項並びに1項を12の項とし、同部14の項を15の項とし、「取消し並びに公告(第4条第1項、第5条第1項、第5条第1項、第3項、第15条)」を「指定の取消し(第4条、第15条第1項)」と改め、同部9中「及び公告」とし、「第3項」を「第5項」と改め、同部10中「及び公告」と改め、「第5項」を「第3項」と改め、同部11中「認可の申請があった旨の公告及び」と改め、同部15の項を16の項とし、同部16の項を17の項とし、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」を「及び教育プログラム事業」と改め、「農地耕作条件改善事業及び中山間地域等担い手収益力向上支援事業」と改め、同部を同部18の項とし、同部15の項の次に次の二項を加える。

<p>16 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)の施行に関する事務</p>	<p>1 農林水産大臣の総合化事業計画の認定に係る同意(第5条第7項)</p>							
<p>17 地域再生法(平成17年法律第24号)の施行に関する事務</p>	<p>1 工業等以外の産業を導入する事業に関する事項を記載した市町村の地域再生計画の作成に係る同意(第5条第6項)</p>	<p>中山間・地域振興課長 企業誘致・投資促進課長</p>			<p>○</p>			
	<p>2 認定市町村の地域再生土地利用計画等の作成に係る同意(第17条の7第5項、第17条の15第4項)</p>				<p>○</p>			

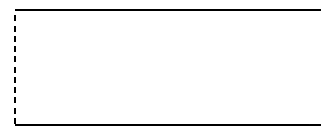
別表第三農村振興課の部の次に次のように加える。

鳥獣害対策室	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務	1 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更 (第7条の2第1項)			○				
	2 実施計画の策定 (第14条の2第1項)				○				
	3 指定管理鳥獣捕獲等事業が実施計画に適合する旨の確認 (第14条の2第5項)				○				
	4 鳥獣捕獲等事業の認定等 (第18条の2, 第18条の7第1項, 第18条の8第2項, 第18条の10第2項)				○				
	5 狩猟免許試験の実施, 狩猟免許の交付及び免許の更新等 (第41条, 第42条, 第43条, 第46条, 第48条, 第50条, 第51条第2項, 第3項)					○		県民局長	
	6 狩猟免許の取消し等 (第52条)				○				
	7 狩猟者の登録等 (第55条第1項, 第57条第1項, 第3項, 第58条, 第60条, 第61条第1項, 第2項, 第4項, 第5項, 第63条, 第64条, 第65条, 第66条)								
	(1) 県内に住所を有する者					○		県民局長	
	(2) (1)以外の者				○				

別表第三林政課の部11の項を削り、同部12の項中「県産ヒノキ販路拡大等推進事業実施要領（平成24年3月30日林第666号）」や「県産ヒノキ販路開拓支援事業実施要領（平成27年

3月27日林第687号）」に改め、同項を同部11の項とし、同部中13の項を12の項とし、14の項から16の項までを一項ずつ繰り上げ、同部17の項1の備考欄中

を



総務学事
課法制班
長への合
議は、定
型的な契
約書の様
式として
あらかじめ
総務学
事課に登
録したも
の及び軽
易又は定
例的なも
のを除く。

に改め、同項を同部16の項とし、同部18の項1中「昭和58年58林野普第77号」第5」や「平成17年16林整研第169号」第4」に改め、同項を同部17の項とし、同部中

平成28年3月31日 岡山県公報 号外

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。